

第四百四十二回 参議院経済・産業委員会会議録第十六号

平成十年五月二十六日(火曜日)

午後零時二十分開会

委員の異動

五月二十二日
辞任
堂本 曉子君
補欠選任
奥村 展三君

五月二十五日
辞任
中曾根弘文君
加藤 修一君
奥村 展三君
補欠選任
大木 浩君
木庭健太郎君
水野 誠一君

五月二十六日
辞任
倉田 寛之君
補欠選任
小山 孝雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
吉村剛太郎君
畑 恵君
平田 耕一君
平田 健二君
梶原 敬義君

委員
小山 孝雄君
斎藤 文夫君
成瀬 守重君
西田 吉宏君
吉川 芳男君
小島 慶三君
海野 義孝君
木庭健太郎君
鈴木 和美君
山下 芳生君
平井 卓志君

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

厚生省生活衛生局長

通商産業大臣官房商務流通審議官

通商産業大臣官房審議官

通商産業省環境立地局長

通商産業省機械情報産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部次長

中小企業庁次長

建設省都市局長

事務局側
常任委員会専門員

本日、の会議に付した案件

○大規模小売店舗立地法案(内閣提出、衆議院送付)

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定家庭用機器再商品化法案(内閣提出、衆議院送付)

水野 誠一君

堀内 光雄君

小野 昭雄君

岩田 満泰君

古田 肇君

岡本 肇君

並木 徹君

広瀬 勝貞君

稲川 泰弘君

篠原 徹君

中村 利雄君

木下 博夫君

塩入 武三君

○委員長(吉村剛太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、堂本曉子君が委員を辞任され、その補欠として奥村展三君が選任されました。

また、昨日、奥村展三君、加藤修一君及び中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として水野誠一君、木庭健太郎君及び大木浩君が選任されました。

また、本日、倉田寛之君が委員を辞任され、その補欠として小山孝雄君が選任されました。

○委員長(吉村剛太郎君) 大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案を一括して議題といたします。

両案に対する質疑は去る二十一日に終局いたしました。

大規模小売店舗立地法案の修正について山下芳生君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山下芳生君。

○山下芳生君 私は、大規模小売店舗立地法案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

本修正案は、政府提案の大規模小売店舗立地法案の全部を修正して、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律、いわゆる大店法の一部を改正する等の法律案にし、現行大店法を改正強化するものであります。

今、大規模小売店舗、大型店の出店ラッシュにより中小小売店の倒産、廃業が相次ぎ、町の中心部を形成し住民に親しまれてきた商店街は深刻な打撃を受けています。郊外型大型店の激増や中心市街地にある大型店の撤退、閉店による都市中心部の空洞化など、街づくりへの影響も大問題になっております。

近年におけるこうした状況にかんがみ、中小小売業の正常な発達と消費者利益の保護及び良好な都市環境の形成を図り、地域社会の健全な進展に資するため、大型店の出店について許可制を導入し、居住環境及び計画的な都市整備への影響等の見地からも規制を行うことができるようにするとともに、出店等の審査に当たっては地元消費者、中小小売業者等の意見が十分に反映できるように措置を講ずる等の必要があります。

ところが政府案は、時代の変化に対応するといえながら、「周辺の地域の生活環境の保持」について駐車場の整備や騒音、ごみ問題などに限定し、第十三条で「地域的な需給状況を勘案することなく」と規定し、中小小売業者への経済的影響を配慮することを一切排除し、地方自治体の実情に応じた大型店の出店規制などの独自規制を制限しています。

よって、政府案では、中小小売業の正常な発達と消費者利益の保護及び良好な都市環境の形成を図り、地域社会の健全な進展に資する目的を達成できないのは明らかであります。これがこの修正案を提出した理由であります。

次に、本修正案の要旨を説明申し上げます。

第一に、目的規定として、現行大店法にある中小小売業の事業活動の機会確保、消費者の利益に加え、「良好な都市環境の形成」及び「地域社会」の健全な進展を追加することとします。

第二に、届け出制を都道府県知事等の許可制に改め、許可手続は、大型店の所在地の市町村を経由し、市町村長等の意見を添えて行うものとし、都道府県知事等は許可に当たって審議会の意見を

尊重しなければならぬものとしす。

第三に、都道府県知事等は、大型店の出店により、その周辺の中小小売業の事業活動に著しく悪影響を及ぼすおそれがあること、消費者の利益を著しく害するおそれがあること、住民の居住環境または計画的な都市の整備を著しく阻害するおそれがあることなどの場合には、出店を許可してはならないものとしす。

第四に、大型店の閉店時刻や休業日数を法文化します。

第五に、やむを得ない事情による場合を除いて、大型店に撤退・閉店計画の届け出を義務づけ、周辺住民、中小小売業者、雇用、都市の空洞化などへの影響が著しく大きい場合には、一定期間を限り撤退、閉店を延期させる勧告ができるようにします。

第六に、現行大法法にある地方公共団体の施策に関する規定を削除し、地方自治体が地域の実情を配慮して行う独自の施策を縛らないようにすることです。

以上が、本修正案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) これより両案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました大規模小売店舗立地法案並びにいわゆる中心市街地活性化法案に対する反対討論、及び大規模小売店舗立地法案に対する修正案に賛成する討論を行います。

まず、大店立地法案に反対する理由の第一は、ヨーロッパ諸国における大型店出店規制強化の流れに逆らい、アメリカ政府と我が国財界の要求に沿って大法法を廃止するからであります。

大法法を廃止しなければならぬ理由は一切ありません。現行の大法法は、店舗面積を大幅に削

減させて出店を断念させたり、閉店時刻や休業日数を制限するなど一定の役割を果たしており、審査の際には街づくり計画にも配慮することになっています。大法法は廃止ではなく、環境問題など新たな社会的要請にこたえて改正強化することこそ本筋であります。

また、フランス、ドイツ、イギリスなどヨーロッパ諸国では、近年、中小小売業への影響、都市環境や雇用への影響など経済的規制と社会的規制を統一して大型店の出店許可制を堅持し、強化しています。殊さら経済的規制を排除する政府の規制緩和論は、グローバルスタンダードに逆行するものであります。大型店の出店規制を強化しているヨーロッパ諸国に対し、アメリカは許可制の撤廃などを一切求めておりません。日本だけに大法法廃止を求める道理は成り立ちません。

なお、通産省が、政府の公式見解に反して大法法がWTO協定に違反するかのとき説明を業界団体に行い、大法法廃止やむなしの結論を誘導したことも重大問題であります。

反対理由の第二は、法案が、目的から現行大法法にある中小小売業の事業活動の確保を削除した上、あえて「地域的な需給状況を勘案することなく」などの文言を明記することにより、WTO協定上禁止されていない中小小売業、商店街への経済的影響の配慮まで一切排除しているからであります。

これでは、巨大資本から弱者を守るルールを取り払い、大型店の身勝手を一層横行させることになり、大型店の出店に最も影響を受ける中小小売業と商店街にこれまで以上に重大な打撃を及ぼすのは目に見えています。また、都市機能に不可欠な商店街などへの影響を排除することは、地域の健全な進展に重大な支障を及ぼすことにもなります。

反対理由の第三は、法案が、大型店が保持しなければならぬ周辺地域の生活環境を、駐車場整備や騒音、ごみ対策に矮小化し、市町村の都市計画や街づくりと大型店の出店との整合性を図る規

定もないからであります。

また、近年大問題になっている大型店の身勝手な閉店、撤退についても何の規制もありません。しかも、地方自治体が地域の実情に応じた独自規制を行うことを抑え、住民や自治体、商工会議所等は狭い生活環境の範囲内でしか意見表明できず、大型店が都道府県の勧告に従わない場合も、公表されるだけで罰則もありません。

これでは、大型店の出店を事実上自由化し、中小小売店のみならず高齢者、障害者など地域住民、消費者の生活と街づくりにこれまで以上の重大な影響を及ぼさざるを得ません。

よって、大店立地法案を全文修正する我が党提出の修正案に賛成するものであります。

次に、中心市街地活性化法案についてです。中心市街地の活性化は当然必要であります。しかし、次の理由により法案に反対するものであります。

第一の理由は、中心市街地の衰退、空洞化の最大の原因である大型店の郊外出店と都心部からの身勝手な撤退を規制しないまま都市再開発事業など一体に商業等活性化事業を進めても、中心市街地を活性化できる保証が全くないからであります。短くても十年間程度はかかる都市再開発事業に比べ、大型店の無秩序な出店や撤退、中小小売店の倒産、廃業など、中小小売業をめぐる地域の状況は短期間に急激に変化しています。そのため、せつかく巨額の資金を投じて事業を進めても、途中で計画変更や見直しを余儀なくされ、完成しても郊外に立地した大型店などから再度集客できる保証もありません。

反対理由の第二は、都市再開発事業などの大規模公共事業を前提にしているため、工事を請け負ったゼネコンと関連企業の利益にはなっても、地元住民、商店街には多額の負担や犠牲が押しつけられ、自治体には巨額の借金が残ることになりかねないからであります。

最後に、我が党は、全国の商店街や地域住民の皆さんとともに、大型店の身勝手を抑え、中小小

売業と商店街、地域の振興のために引き続き全力を尽くすことを表明し、反対討論を終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより大規模小売店舗立地法案について採決に入ります。

まず、山下芳生君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉村剛太郎君) 少数と認めます。よって、山下芳生君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平田健二君から発言を求められておりますので、これを許します。平田健二君。

○平田健二君 私は、ただいま可決されました大規模小売店舗立地法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合、自由党、新党さきがけの各派及び各派に属しない議員椎名素夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

大規模小売店舗立地法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小売業は地域密着性が高いという特性を有していることにかんがみ、大規模小売店舗の立地について、地域社会との融和の中で円滑に進められるよう地域住民、関係団体等の意見を広く聴取し、的確に対応するためのシステムを創設すること。

二 大規模小売店舗の立地が街づくりに影響することにかんがみ、生活環境の保持、住民利

便の確保の観点から、地域・街づくりにも十分配慮して指針等を策定すること。

三 大規模小売店舗の立地及び運営に際して、本法の趣旨が十分に尊重され、周辺環境に適切な配慮がなされるよう、大規模小売店舗の設置者に対し実効性のある対応を促すこと。

四 中小小売業は、身近な購買機会を提供し、さらには、地域コミュニティの核である等、社会・経済的に極めて重要な役割を担っていることから、中小小売業の活性化のための諸施策の充実に努めること。

五 本法施行までの間の現行法の運用に十分に配慮するとともに、施行後においては、大規模小売店舗の立地後の地域社会等への影響、状況を常時把握し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○委員長(吉村剛太郎君) ただいま平田健二君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よって、平田健二君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案について採決に入ります。

本案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

堀内敬義君から発言を求められておりますので、これを許します。堀内敬義君。

○堀内敬義君 私は、ただいま可決されました中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、新党さきがけの各派及び各派に属しない議員椎名素夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中心市街地の活性化のための諸施策は、それぞれの地域の実情に応じた多様な事業実施を適切に支援するためのものであることにかんがみ、市町村における柔軟な施策選択を可能とし、施策の活用し易さを高めるよう配慮すること。

また、それぞれの地域における十分なコンセンサス形成の下、適切な時期に事業が実施できるよう、国及び地方公共団体は所要資金の確保に努めること。

二 関連施策の一体的かつ総合的な実施のため、関係省庁間の緊密な連携を図る体制を整備し、市町村の基本計画に盛り込まれた種々の事業の円滑な実施を促進すること。

また、市町村への情報提供及び市町村からの基本計画の写しの受理を一元的に行う窓口を設けるなど、手続き面での負担が過重とならないようにすること。

三 国の基本方針は、人口や都市規模による一

律的な基準により中心市街地を限定することなく、中心市街地の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする市町村を広く対象とし、十分な支援を受けられるよう策定すること。

四 市町村の基本計画は、中心市街地の活性化のための事業内容等を自らの創意と地域特性にに応じて定めることとなっていることにかんがみ、政府の事業支援及び指導・助言等を通じた市町村への関与は必要最小限にとどめること。

五 市町村の基本計画の下、認定構想推進事業者(TMO)の中小小売商業高度化事業、及び中心市街地整備推進機構の市街地整備改善のための事業など、関連事業が一体となって推進されるよう、制度の運用について点検、助言を行うこと。

また、これらの機関を中心とする街づくりの推進のため、企画力、指導力に優れた人材の育成、確保を始めとするソフト面での十分な支援を行うこと。

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(吉村剛太郎君) ただいま堀内敬義君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 全会一致と認めます。よって、堀内敬義君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(吉村剛太郎君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へあり〕
○委員長(吉村剛太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び特定家庭用機器再商品化法案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。
○国務大臣(堀内光雄君) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、従来から、燃料資源の輸入依存度及び石油依存度が高く、脆弱なエネルギー供給構造を有しております。こうした事情に加え、近年、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加が見られ、今後モアアジア諸国を中心とする発展途上国でのエネルギー需要の急増が予想されること、大量のエネルギーの消費が環境に及ぼす影響に対する懸念が高まっていること等、我が国のエネルギーをめぐる経済的・社会的環境は大きく変化している状況にあります。特に、昨年末に開催された地球温暖化防止京都会議の議論を背景に、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の削減を図るべく、その発生源の約九割を占めるエネルギーの使用量を抑制することが喫緊の課題とされているところであります。

このような状況を踏まえ、政府といたしましては、エネルギーの使用の合理化の措置をこれまで以上に徹底する必要があるとの認識に立ち、このたび、エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正するため、本法律案を提出した次第であります。次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

み、又は第十二条第一項に改め、「又は第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第十四条第一項の規定による命令」を削り、同条第四項中「調整」を「許可」に改める。

第四条から第九条までを次のように改める。

(営業の許可)

第四条 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗に、当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき許可の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事(以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。)の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第五条 前条の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地

三 営業の開始の日(以下「開店日」という。)

四 店舗面積

五 主として販売又は加工修理(以下「販売等」という。)を行う物品の種類

2 前項の申請書には、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における当該店舗の配置、申請者が営む他の店舗における小売業の現状その他の通商産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、同条の許可をしてはならない。

一 当該許可の申請に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗(以下「申請に係る店舗」という。)の周辺の人口の規模及びその推移、他の小売業に係る店舗の配置及び当該小売業の現状等の事情にかんがみ、申請に係る店舗における小売業の事業活動が、その周辺の中小小売業の事業活動に悪影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあること。

二 申請に係る店舗における小売業の事業活動が、その所在する地域における小売業の正常な発達を阻害し、消費者の利益を著しく害するおそれがあること。

三 申請に係る店舗の周辺の地域における土地利用の状況等にかんがみ、申請に係る店舗における小売業の事業活動が、住民の居住環境又は計画的な都市の整備に悪影響を及ぼし、当該地域における良好な都市環境の形成を著しく阻害するおそれがあること。

四 当該許可の申請に係る開店日が、第三条第二項又は第三項の公示がされた日から一年以上以内であり、又はその申請を受理した日から十月以内であること(これらの期間内に申請に係る店舗における小売業の営業が開始されても前三号に規定する事態が生じないことが明らかであるときを除く。)

五 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

六 申請者が第十四条第一項の規定によりその許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

七 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるものであること。

2 通商産業大臣は、前項第三号に掲げる事項について判断するに当たつては、あらかじめ、建設大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(大規模小売店舗審議会等の意見の聴取)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

について判断するに当たつては、あらかじめ、広域大規模小売店舗審議会又は都道府県大規模小売店舗審議会の意見を聴き、これを尊重しなければならない。

2 広域大規模小売店舗審議会又は都道府県大規模小売店舗審議会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、申請に係る店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見、通商産業省令で定めるところにより選定した消費者又はその団体、小売業者又はその団体及び学識経験を有する者の意見並びに通商産業省令で定めるところにより申出をした者の意見を聴かなければならない。

(許可の条件)

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四条の許可に係る事項の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、同条の許可に騒音の防止の措置その他の条件を付することができ、

(小売業の営業に関する経過措置)

第九条 第三項第二項又は第三項の公示がされた現に当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該公示がされた現に小売業の用に供している店舗の店舗面積及び当該店舗において現に販売等を行っている物品の種類に係る小売業については、第四条の許可を受け、そのとみなす。

2 前項の規定により第四条の許可を受けたものとみなされた者は、その公示の日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、第五項第一項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、同条第二項の規定を準用する。

3 第三項の第二項の公示があつた場合において、その公示の日前に、同条第四項の規定により効力を失ふこととされる許可の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業に係る第四条の許可を受けた者は、当該許可に係る店舗面積及び販売等を行う物品の種類により、当該第三項の第二項の公示に係る第二種大規模小売店舗又は第一種大規模小売店舗における小売業に係る第四条の許可を受けたものとみなす。

第九條の次に次の四條を加える。

(変更の許可)

第九條の二 第四條の許可を受けた者(前條第一項又は第三項の規定により第四條の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。)は、当該許可又は前條第二項の規定による届出に係る第五條第一項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該許可又は当該届出に係る開店日の繰下げ、店舗面積の削減若しくは通商産業省令で定める面積を超えない増加又は販売等を行う物品の種類削減については、この限りでない。

2 第五條、第六條第一項(第一号から第四号までに係る部分に限る。)及び第二項並びに第七條の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第五條第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第五号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と、第六條第一項第四号中「当該許可の申請に係る開店日」とあるのは、「当該許可の申請に係る開店日又は当該許可若しくは第九條第二項の規定による届出に係る店舗面積を増加しようとする日」と、「小売業の営業が開始されても」とあるのは、「小売業の営業が開始され、又は店舗面積が増加されても」と読み替へるものとする。

(変更の届出)

第九條の三 第四條の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日か

活動が、その周辺の中小小売業の事業活動に悪影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあること。

二 申請に係る店舗における小売業の事業活動が、その所在する地域における小売業の正常な発達を阻害し、消費者の利益を著しく害するおそれがあること。

三 申請に係る店舗の周辺の地域における土地利用の状況等にかんがみ、申請に係る店舗における小売業の事業活動が、住民の居住環境又は計画的な都市の整備に悪影響を及ぼし、当該地域における良好な都市環境の形成を著しく阻害するおそれがあること。

四 当該許可の申請に係る開店日が、第三条第二項又は第三項の公示がされた日から一年以上以内であり、又はその申請を受理した日から十月以内であること(これらの期間内に申請に係る店舗における小売業の営業が開始されても前三号に規定する事態が生じないことが明らかであるときを除く。)

五 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

六 申請者が第十四条第一項の規定によりその許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

七 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるものであること。

2 通商産業大臣は、前項第三号に掲げる事項について判断するに当たつては、あらかじめ、建設大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

(大規模小売店舗審議会等の意見の聴取)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

ら一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる事項の変更（通商産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき。

二 前条第一項ただし書に規定する変更をしたとき。

（閉店時刻及び休業日数）

第九条の四 第四条の許可を受けようとする者又は同条の許可を受けた者は、当該許可に係る店舗の閉店時刻を午後七時後の時刻とし、うとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る閉店時刻（次条第一項又は第三項の規定により本項前段の許可を受けたものとみなされた閉店時刻を含む。）の繰下げをしようとするときも、同様とする。

2 第四条の許可を受けようとする者又は同条の許可を受けた者は、当該許可に係る店舗の休業日数を一年につき四十八日未満の日数とし、うとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る休業日数（次条第一項又は第三項の規定により本項前段の許可を受けたものとみなされた休業日数を含む。）の削減をしようとするときも、同様とする。

3 第六条第一項（第一号から第三号）に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七項の規定は、前二項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の許可を受けた者（次条第一項又は第三項の規定により第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。）は、当該許可に係る閉店時刻の繰下げ又は休業日数の増加をしたときは、その日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業

大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（閉店時刻等に関する経過措置）

第九条の五 第三条第二項又は第三項の公示がされた際現に当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者であつて、当該公示がされた際現にその閉店時刻を午後七時後の時刻としているものにあつては当該閉店時刻について、当該公示がされた際現にその休業日数を一年につき四十八日未満の日数としている者にあつては当該休業日数について、それぞれ、前条第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により前条第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなされた者は、その公示の日から一月以内に、通商産業省令で定めるところにより、当該閉店時刻又は当該休業日数を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三条の二第三項の公示があつた場合において、その公示の日前に、同条第四項の規定により効力を失ふこととされる許可の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業に係る前条第一項前段又は第二項前段の許可を受けた者は、当該許可に係る閉店時刻又は休業日数について、当該第三項の二第三項の公示に係る第二種大規模小売店舗又は第一種大規模小売店舗における小売業に係る前条第一項前段又は第二項前段の許可を受けたものとみなす。

第十條の見出しを「改善勧告及び改善命令」に改め、同条第一項を次のように改める。
通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業者の事業活動により第六條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する事態が生ずると認めるときは、当該小売業者に対し、相当の期間

を定めて、当該店舗における顧客の送迎等の営業に関する行為をしないことその他の当該事態を回避するために必要な事項について勧告することができる。

第十條に次の二項を加える。
3 通商産業大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた小売業者が正当な理由がなくその勧告に従わなかつたときは、当該小売業者に対し、相当の期間を定めてその勧告に従ふべきことを命ずることができ、
4 第六條第二項及び第七條の規定は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令について準用する。この場合において、第六條第二項中「前項第三号に掲げる事項」とあるのは「第六條第一項第三号に規定する事項」と、第七條第一項中「前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「第十條第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による命令をするかどうか」と読み替へるものとする。

第十一條及び第十二條を次のように改める。
第十一條（小売業の廃止の届出）
第十一條 第四条の許可を受けて第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該小売業の営業を廃止しようとするときは、その小売業の営業の廃止の日（以下「閉店日」という。）の五月前までに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。当該届出に係る閉店日の繰上げをしようとするときも、同様とする。ただし、通商産業省令で定めるやむを得ない事情により閉店日の五月前までに当該届出ができないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合には、できる限り速やかに、当該小売業の営業の廃止を通商産業大臣又は都道府県知事に届けるものとする。

（変更勧告）
第十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、他の小売業に係る店舗の配置及び当該他の店舗における小売業の現状、土地利用の状況等の事情を考慮して、その届出に係る小売業の営業の廃止が当該地域における消費者の利益又は都市環境の保全に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査し、そのおそれがあると認めるときは、その届出をした者の営業の状況等の事情を勘案した上で、その届出を受理した日から四月以内に限り、その者に対し、二年以内の期間を定めてその届出に係る閉店日を繰り下げるべきことを勧告することができる。

2 第六條第二項及び第七條の規定は、前項の勧告について準用する。この場合において、第六條第二項中「前項第三号に掲げる事項」とあるのは「都市環境の保全に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか」と、第七條第一項中「前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「第十二條第一項の規定による勧告をするかどうか」と読み替へるものとする。

3 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、同項の四月の期間が満了する日前に、当該届出に係る小売業の営業が直ちに廃止されても同項に規定する事態が生じないことが明らかであると認めるときは、同項の規定による勧告をしないことを決定し、その旨を当該届出をした者に通知することができる。

4 前項の規定による通知を受けた者が、その通知を受けたところから従つて前条の届出に係る閉店日の繰上げをする場合には、同条の規定は適用しない。
第十三條第一項中「第五條第一項若しくは第

に第二項又は第九條第一項に第三項までの規定による届出を「第四條又は第九條の四第一項若しくは第二項の許可の申請」に改め、同條第二項を削る。

舗審議会（以下「都道府県審議会」という。）を

5 都道府県知事は、前項の規定により意見を

条第一項の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第十七条第一項中「第八条第一項第九条第四項において準用する場合を含む。」又は第十四条第一項の規定による命令を「第四条、第九条の二第一項、第九条の四第一項若しくは第二項、第十条第三項又は第十四条第一項若しくは第三項の規定による処分」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第七項の規定に違反して五百平方メートルを超えて建物の全部又は一部を小売業を営むための店舗の用に供した者

二 第四条の規定に違反して許可を受けずに小売業を営んだ者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第四条の許可を受けた者

四 第十四条第一項又は第三項の規定による命令に違反した者

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで同項に規定する事項の変更をした者

二 第九条の四第一項又は第二項の規定に違反して許可を受けないで閉店時刻の繰下げ又は休業日数の削減をした者

三 虚偽又は不正の事実に基づいて第九条の二第一項又は第九条の四第一項若しくは第二項の許可を受けた者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第七項の規定に違反した者（第十八条第一号に該当する者を除く。）

二 第九条第二項、第九条の五第二項又は第

十一 第一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十 条中「各号の一」を「各号のいずれかに、十万円を二十万円に改め、同条第一号中「第十二条」を「第九条の三、第九条の四第四項」に改める。

第二十一 条中「前三条」を「第十八条から前条まで」に改める。

（輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止）

第二条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に設置されている第一条の規定による改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧大店法」という。）第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗であつて、その商圏（第一条の規定による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「新大店法」という。）第三条第一項に規定する商圏をいう。）が二以上の都道府県の区域に及ばず、又は当該第一種大規模小売店舗内の店舗面積の合計が種別境界面積（新大店法第三条第一項に規定する種別境界面積をいう。）未満であるもの（以下「新第二種大規模小売店舗」という。）の所在地を管轄する都道府県知事は、当該新第二種大規模小売店舗につき新大店法第三条第二項の規定の例により公示をしなければなら

ない。

2 前項の公示があつたときは、その公示がされ

た日に、当該新第二種大規模小売店舗につきその公示前になされた旧大店法第三条第四項に規定する調整の公示は、その効力を失う。

3 この法律の施行の際現に新第二種大規模小売店舗を設置している者は、当該新第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、新大店法第三条第一項の規定の例により新たに表示を掲げなければならない。ただし、当該新第二種大規模小売店舗を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げることができる。

第三条 この法律の施行の際現に旧大店法第二条第二項に規定する大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、当該現に小売業の用に供している店舗の店舗面積及び当該店舗において現に販売又は加工修理を行つてゐる物品の種類に係る小売業については、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。ただし、次に掲げる小売業については、この限りでない。

一 旧大店法第四条、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定に違反して行われてゐる小売業

二 旧大店法第八条第一項の規定による命令に違反して行われてゐる小売業

2 前項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者は、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月以内に、新大店法第五条第一項第五号に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 この法律の施行前に、旧大店法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をし、かつ、次の各号のいずれかに該当した者は、当該届出に係る小売業（前条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該届出に係る小売業を除く。）については、当該届出に係る開店日（開店日又は店舗面積を増加する日）をいう。以下同

じ。又は店舗面積（第二号から第四号までに掲げる者については、当該勧告、通知又は命令によるその開店日又は店舗面積）により、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。

一 旧大店法第七条第一項又は第三項の規定により同条第一項の規定による勧告をすること

ができた期間（以下「勧告期間」という。）内に当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者（第三号に該当する者を除く。）

二 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

三 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

四 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

五 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

六 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

七 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

八 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

九 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

十 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

十一 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

十二 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

十三 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

十四 当該届出に同項の規定による勧告を受けなかつた者

号から第四号までに掲げる者については、当該勧告、通知又は命令によるその開店日又は店舗面積により、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。

一 勧告期間内に当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けなかった者（第二号に該当する者を除く。） 当該勧告期間を経過した日

二 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告に従った者 当該勧告に従った日

三 当該届出に關し旧大店法第七条第四項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

四 当該届出に關し旧大店法第八条第一項の規定による命令に従った者 当該命令に従った日

五 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けた者（第二号に該当する者を除く。）で命令期間内に旧大店法第八条第一項の規定による命令を受けなかったもの 当該命令期間を経過した日

3 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者に準用する。この場合において、附則第三条第二項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）とあるのは、「当該許可に係る開店日」と読み替えるものとする。

6 附則第三条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における開店時刻については、施行日から二月間は、新大店法第九条の四第一項の規定にかかわらず、従前の開店時刻によることができる。この期間内に同項の許可の申請をした者の当該申請に係る開店時刻についても、この期間を経過した日から当該申請に対する処分のある日までの間は、同様とする。

2 附則第三条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における休業日数については、施行日から二月間は、新大店法第九条の四第二項の規定にかかわらず、従前の休業日数を六で除して得た日数とすることができる。この期間内に同項の許可の申請をした者の当該申請に係る休業日数についても、この期間を経過した日から当該申請に対する処分のある日までの間（以下「この項において「特定期間」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、従前の休業日数に特定期間の長さに応じた比率を乗じて得た休業日数とすることができる。

7 附則第三条第一項の規定により新大店法第十条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合については、新大店法第十条第三項の規定は、適用しない。

8 附則第三条第一項の規定は、前条第四項の規定による命令については、この法律の施行後においても、同条の規定（これに係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

9 附則第三条第二項（附則第四条第二項及び第五条第三項）において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

可に係る小売業における休業日数については、施行日から二月間は、新大店法第九条の四第二項の規定にかかわらず、従前の休業日数を六で除して得た日数とすることができる。この期間内に同項の許可の申請をした者の当該申請に係る休業日数についても、この期間を経過した日から当該申請に対する処分のある日までの間（以下「この項において「特定期間」という。）は、通商産業省令で定めるところにより、従前の休業日数に特定期間の長さに応じた比率を乗じて得た休業日数とすることができる。

7 附則第三条第一項の規定により新大店法第十条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合については、新大店法第十条第三項の規定は、適用しない。

8 附則第三条第一項の規定は、前条第四項の規定による命令については、この法律の施行後においても、同条の規定（これに係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

9 附則第三条第二項（附則第四条第二項及び第五条第三項）において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（輸入品専門売場の設置に關する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律の特例に關する法律の施行に伴う経過措置）

10 附則第三条第一項の規定により新大店法第十条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合については、新大店法第十条第三項の規定は、適用しない。

8 附則第三条第一項の規定は、前条第四項の規定による命令については、この法律の施行後においても、同条の規定（これに係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

9 附則第三条第二項（附則第四条第二項及び第五条第三項）において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（罰則に關する経過措置）

14 附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為

（罰則に關する経過措置）

輸入品専門売場の店舗面積及び当該売場において現に販売している物品の種類に係る小売業については、新大店法第四条の許可を受けたものとみなす。ただし、次に掲げる小売業については、この限りでない。

一 旧特例法第四条第一項又は第二項の規定に違反して行われていた小売業

二 旧特例法第七条の規定による命令に違反して行われていた小売業

2 前項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者は、通商産業省令で定めるところにより、施行日から二月以内に、新大店法第五条第一項第五号に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

11 附則第六条第一項の規定は、前条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における開店時刻について準用する。

2 附則第六条第二項の規定は、前条第一項の規定により新大店法第四条の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る小売業における休業日数について準用する。

12 附則第三条第一項の規定は、前条第四項の規定による命令については、この法律の施行後においても、同条の規定（これに係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

13 附則第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（罰則に關する経過措置）

14 附則第三条第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為

（罰則に關する経過措置）

（罰則に關する経過措置）

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

15 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギーの使用の合理化に關する法律の一部を改正する法律案

一、特定家庭用機器再商品化法案

エネルギーの使用の合理化に關する法律の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に關する法律の一部を改正する法律案

目次中「第十二条」を「第十二条の五」に、「第二節 指定試験機関（第十二条の二）第十二条の十」を「第二節 指定試験機関（第十二条の六）第六」を「第三節 指定講習機関（第十二条の二十二条の二十）」に改める。

一「第十二条の二十三」に改める。

第二条第一項中「電気」の下に「（燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第四条第一項中「及びエネルギーの使用の合理化の目標を、並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置」に改める。

第六条の見出しを「（第一種エネルギー管理指定工場の指定）」に改め、同条第一項中「の使用量についてを」の年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量が「要件

3 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

中「第十二条の九」を「第十二条の十三」に改め、同条を第十二条の七とする。

3 第二種熱管理指定工場又は第二種電気管理指

第十二条の三 第二種

2 第二種特定事業者は、通商産業省令で定める

期間ごとに、前項第一号に該当することにより

第三節 指定講習機関

エネルギー管理員に選任された者に通商産業大臣又は指定講習機関が通商産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第二種特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について通商産業大臣に届け出なければならない。

4 第九条及び第十条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第二種特定事業者に、同条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

(記録)

第十二条の四 第二種特定事業者は、第二種エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、通商産業省令で定めるところにより、第二種熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、第二種電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し記録しなければならない。

(勧告)

第十二条の五 主務大臣は、第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第二種エネルギー管理指定工場に係る第二種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができ、第二章第二節の次に次の一節を加える。

(指定)

第十二条の二十一 第十二条の三第一項第一号の指定は、通商産業省令で定めるところにより、同号及び同条第二項の講習(以下この節及び第二十七條の三において「講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の七(第二号を除く。)、第十二条の八及び第十二条の十七の規定は第十二条の三第一項第一号の指定に、第十二条の九、第十二条の十一、第十二条の十五第二項、第十二条の十六及び第十二条の十八の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第十二条の八中「他に第八条の二第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項」とあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の八第一号、第二号及び第四号、第十二条の九第一項及び第三項、第十二条の十五第二項、第十二条の十六第二項、第十二条の十七第二項並びに第十二条の十八第一項中「試験事務」とあるのは「講習の業務」と、第十二条の九及び第十二条の十七第二項第三号中「試験事務規程」とあるのは「講習業務規程」と、第十二条の十一第一項中「第八条の二第二項」とあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の十七第二項第四号中、第十二条の十三(第十二条の十四第四項において準用する場合を含む。)(又は「とあるのは「又は」と読み替えるものとする。)

(講習の業務の休止)

第十二条の二十一 指定講習機関は、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、通商産業省令で定める期間内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(公示)

第十二条の二十三 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十二条の三第一項第一号の指定をしたとき。
二 第十二条の二十一第二項において準用する

第十二条の十七の規定により指定を取り消し、又は同項において準用する同条第二項の規定により講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 前条の規定による届出があつたとき。

第十八条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定機器のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、当該特定機器に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第十九条の見出し中「勧告」の下に「及び命令」を加え、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 通商産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた製造事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定機器に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、政令で定める審議会の意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第二十四条の二 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮するものとする。

第二十五条第一項中「第四項」の下に「並びに第十二条の二第一項及び第四項を加え、同条第一項を、第六條第一項に改め、「事業を行う者」の下に「又は事業者を加え、同条第二項中「第十二条」の下に「及び第十二条の五を加え、「特定事業者」を「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」に、「エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」に改め、同条第三項中「第二章第二節」の下に「又は指定講習機関」の下に「又は指定講習機関」を加える。

ギ一管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に改め、同条第三項中「第二章第二節」の下に「及び第三節を、「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加える。

第二十五条の二第一項中「又はエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者」を、「エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第二種特定事業者又は第二種エネルギー管理指定講習機関が行うものを除く。を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。を受けようとする者)に改める。

第二十五条の三第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十三」に、「第十二条の十第四項」を「第十二条の十四第四項」に、「第十二条の十三」を「第十二条の十七(第十二条の二十一第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十七条の二中「第十二条の十一第一項」を「第十二条の十五第一項」に改める。

第二十七条の三中「第十二条の十三第二項」を「第十二条の十七第二項(第十二条の二十一第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「試験事務」の下に「又は講習の業務」を、「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加える。

第二十八条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第七條第一項」の下に「又は第十二条の三第二項」を加え、同条第二号中「第十二条第五項」の下に「第十九條第三項」を加える。

第二十九条第一号中「第六條第二項」の下に「又は第十二条の二第二項」を加え、同条第二号中「第二十五条第一項 第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十条の二第一項の規定による提出をしなかつた者

第二十九条に次の二号を加える。
四 第十二条の四の規定に違反して、帳簿を備えず、記録せず、又は虚偽の記録をした者。
五 第六條第二項の規定による届出をした者、第一種特定事業者、第十二条の二第二項の規

定による届出をした者又は第二種特定事業者であつて、第二十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

第二十九条の二「指定試験機関」の下に「又は指定講習機関」を加え、同条第一号中第十二条の六を「第十二条の十」に改め、同条第二号中第十二条の十四第一項を「第十二条の十八第一項（第十二条の二十一第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十二条の二十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三十一条中「第七條第二項」の下に「又は第十二条の第三項」を加え、「十万円を二十万円」に改める。

附則第二項中「経済事情の推移を」を「経済的社会的環境の変化」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（上場の指定についての経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第一項の規定により指定されている工場は、改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第六条第一項の規定により指定されたものとみなす。

（処分等の効力）

第三条 前条に規定するもののほか、旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特定家庭用機器再商品化法案
特定家庭用機器再商品化法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	1
第二章 基本方針等（第三条―第八条）	2
第三章 小売業者の収集及び運搬（第九条―第十六条）	3
第四章 製造業者等の再商品化等の実施（第十七条―第三十一条）	4
第五章 指定法人（第三十二条―第四十二条）	5
第六章 雑則（第四十三条―第五十七条）	6
第七章 罰則（第五十八条―第六十二条）	7

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為
- 二 機械器具が廃棄物となつたものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

2 この法律において機械器具が廃棄物となつたものについて「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。

一 機械器具が廃棄物となつたものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであつて、燃焼の用に供することができるとは、その可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為

二 機械器具が廃棄物となつたものから分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであつて、燃焼の用に供することができるとは、その可能性のあるものを熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為

3 この法律において機械器具が廃棄物となつたものについて「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの

二 当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの

四 当該機械器具の小売販売（事業者への販売を含む、販売を業として行う者への販売を除く。以下同じ。）を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となつたものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

5 この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となつたものをいう。

6 この法律において特定家庭用機器について「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 特定家庭用機器を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

二 特定家庭用機器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向
- 二 特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運

搬並びに再商品化等に関する重要事項
3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(製造業者等の責務)

第四条 特定家庭用機器の製造等を業として行う者(以下「製造業者等」という。)は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図ること等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器の設計及びその部品又は原材料の選択を工夫することにより特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第五条 特定家庭用機器の小売販売を業として行う者(以下「小売業者」という。)は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるように必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。
(事業者及び消費者の責務)

第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。
(国の責務)

第七条 国は、特定家庭用機器に関する情報の収集、整理及び活用、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前条の事業者及び消費者の協力の促進に資するため、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に要した費用、その再商品化等により有効利用された資源の量その他の特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。
(地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第三章 小売業者の収集及び運搬
(引取義務)

第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者(以下「排出者」という。)から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場合において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(引渡義務)

第十条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等(当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、第三十二条第一項に規定する

指定法人)に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。
(料金の請求)

第十一条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、前条の主務省令で定める場合を除き、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。

第十二条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、第十条の主務省令で定める場合を除き、同条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき者が、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し、その再商品化等に必要な行為に関し請求する料金(第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等にあつては第二十条第一項の規定により公表する料金、第三十二条第一項に規定する指定法人にあつては第三十四条第一項の規定により公表する料金)を、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、請求することができる。ただし、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人が当該小売業者の引取りに先立って第二十条第一項の規定により公表する料金又は第三十四条第一項の規定により公表する料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

(料金の公表等)

第十三条 小売業者は、主務省令で定めるところにより、第十一条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められなければならない。

3 小売業者は、第一項の規定により公表される料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

4 小売業者は、特定家庭用機器を使用する者又は特定家庭用機器を購入しようとする者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第一項又は第二十条第一項若しくは第三十四条第一項の規定により公表された料金について、これらの者に示さなければならない。
(料金に対する動員等)

第十四条 主務大臣は、小売業者が前条第一項の規定により公表した料金が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を著しく超えていると認めるときは、当該小売業者に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指導及び助言)

第十五条 主務大臣は、小売業者に対し、第九条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は第十条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができ。

(勧告及び命令)

第十六条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は引渡しをしない小売業者

があるときは、当該小売業者に対し、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 製造業者等の再商品化等の実施（引取義務）

第十七条 製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器（その者が、他の製造業者等について相統若しくは合併があつた場合における相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は他の製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相統人若しくは合併により消滅した法人又はその製造等の事業を譲り渡した製造業者等が製造等をしたものを含む。第二十九条第一項において同じ。）に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。）において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

（再商品化等実施義務）

第十八条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行わなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項であつて、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項を実施しなければならない。

（料金の請求）

第十九条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、当該特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対し、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為に

関し、料金を請求することができる。ただし、当該製造業者等がその引取りに先立って当該料金を受領している場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

（料金の公表等）

第二十条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、前条に規定する料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときは、同様とする。

2 前項の規定により公表される料金は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであつてはならない。

3 製造業者等は、第一項の規定により公表される料金の設定に当たっては、排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げるものないよう配慮しなければならない。

4 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求めた者に対し、第一項の規定により公表した料金の額以外の額を再商品化等に必要となる行為に関する料金として請求してはならない。

（料金に対する勧告等）

第二十一条 主務大臣は、製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えているとき、又は製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の引取りに際し同項の規定により公表した料金の額以外の額を請求しているときは、当該製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを

命ずることができる。

（再商品化等の基準）

第二十二条 製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準に従い、その再商品化等を行わなければならない。

2 製造業者等は、前項に規定する再商品化等をしたときは、その状況について公表するよう努めなければならない。

（再商品化等の認定）

第二十三条 製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等しようとするとき（他の者に委託して再商品化等しようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第三十三条第一号に規定する指定法人に委託して再商品化等しようとするときは、この限りでない。

一 当該再商品化等に必要となる行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る再商品化等に必要となる行為を実施する者及び当該再商品化等に必要となる行為の用に供する施設

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再商品化等が同項各号のいずれにも適合していることを認めるときは、同項の認定をするものとする。

（変更の認定）

第二十四条 前条第一項の認定を受けた製造業者等は、同条第二項第二号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第二十五条 主務大臣は、第二十三条第一項の認定に係る再商品化等が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（表示）

第二十六条 製造業者等は、特定家庭用機器を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該特定家庭用機器の製造等をした者としての表示を付さなければならない。

（指導及び助言）

第二十七条 主務大臣は、製造業者等に対し、第十七条に規定する特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為の実施に關し必要な指導及び助言をすることができ。

（勧告及び命令）

第二十八条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する引取り又は再商品化等に必要となる行為をしない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対し、当該引取り又は再商品化等に必要となる行為をすべき旨の勧告をすることができ

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定引取場所の配置等）

第二十九条 製造業者等は、指定引取場所の設置に当たっては、地理的条件、交通事情、自らが

製造等をした特定家庭用機器の販売状況その他の条件を勘案して、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要なる行為の能率的な実施及び小売業者、第三十二条第一項に規定する指定法人又は市町村による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(市町村長等による申出)

第三十条 市町村の長及び小売業者は、製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該製造業者等が第十七条の規定により引き取るべき特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への引渡しに著しい支障をきたす事態が生ずるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

(指定引取場所に係る勧告)

第三十一条 主務大臣は、前条の規定による申出があった場合において、同条に規定する事態の発生を回避することにより特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため必要があると認めるときは、当該申出に係る製造業者等に対し、当該申出をした市町村又は小売業者による特定家庭用機器廃棄物の当該製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

第五章 指定法人

(指定等)

第三十二条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務(以下「再商品化等業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、主務省令で定める区

分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第三十三条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 製造業者等であつてその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造業者等」という。)の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をすべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要なる行為を実施すること。

二 第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要なる行為を実施すること。

三 市町村の長の申出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出する特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡すこと。

四 特定家庭用機器廃棄物の排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関する調査並びに特定家庭用機器廃棄物の適正な排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施の

確保に関する普及及び啓発を行うこと。

五 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関し、排出者、市町村等の照会に応じ、これを処理すること。

(料金等の公表等)

第三十四条 指定法人は、主務省令で定めるところにより、前条第二号及び第三号に掲げる業務に関する料金その他主務省令で定める事項について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 指定法人は、特定家庭用機器を使用する者から求められたときは、その求めに応じ、主務省令で定めるところにより、当該特定家庭用機器に係る第二十条第一項又は前項の規定により公表された料金について、その者に示さなければならない。

(再商品化等業務規程)

第三十五条 指定法人は、再商品化等業務を行うときは、その開始前に、再商品化等業務の実施方法、第三十三条第一号の委託に係る料金(以下「委託料金」という。)の額の算出方法及び同条第二号及び第三号に規定する業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再商品化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再商品化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法及び第三十三条第二号及び第三号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

二 指定法人及び指定法人との間に第三十三条第一号の委託に係る契約(以下「再商品化等契約」という。)又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要なる行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化等業務規程が再商品化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再商品化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十六条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再商品化等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十七条 指定法人は、主務大臣の許可を受けなければ、再商品化等業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(契約の締結及び解除)

第三十八条 指定法人は、再商品化等契約の申込者が再商品化等契約を締結していたことがある特定製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、再商品化等契約を締結した特定製造業者等の当該再商品化等契約に係るすべての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしたとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再商品化等契約を解除してはならない。

(帳簿)

第三十九条 指定法人は、主務省令で定めるとこ

るにより、帳簿を備え、再商品化等業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第四十条 主務大臣は、再商品化等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、再商品化等業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第四十一条 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、再商品化等業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十二条 主務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 再商品化等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき、又は第三十五条第一項の認可を受けた同項に規定する再商品化等業務規程によらないで再商品化等業務を行ったとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

(特定家庭用機器廃棄物に係る管理票)

第四十三条 小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、第十条の主務省令で定める場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った小売業者は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等(当該製造業者等が存しないときは、又は当該製造業者等を確知することができないときは、指定法人)(以下この条において「再商品化等実施者」という。)に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該再商品化等実施者に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 再商品化等実施者は、前項の規定により小売業者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該小売業者に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該再商品化等実施者は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 小売業者は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 小売業者は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第四十四条 指定法人は、第三十三条第三号に掲

げる業務として排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取る場合であつて、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等があるときは、管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければならない。

2 前項の規定により排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取った指定法人は、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該製造業者等に同項の規定により記載した管理票を交付しなければならない。

3 製造業者等は、前項の規定により指定法人から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、同項の規定により交付された管理票に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該指定法人に当該管理票を回付しなければならない。この場合において、当該製造業者等は、当該管理票の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 指定法人は、前項の規定による管理票の回付を受けたときは、当該管理票を当該回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

5 指定法人は、第一項の規定により管理票の写しを交付した排出者から、その者から引き取った特定家庭用機器廃棄物に係る前項の規定により保存する管理票を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(管理票の交付等の委託)

第四十五条 小売業者又は前条第一項に規定する指定法人は、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を他の者に委託して行うときは、当該特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を受託した者(以下「収集運搬受託者」という。)に対し、第四

十三条第一項から第三項まで又は前条第一項から第三項までに規定する管理票に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により管理票に関する事務の委託を受けた収集運搬受託者は、主務省令で定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(管理票の受領の確認)

第四十六条 製造業者等及び指定法人は、排出者からその者が排出した特定家庭用機器廃棄物に係る管理票の受領についての確認を求められたときは、正当な理由がなければ、当該管理票の受領の有無について返答しなければならない。(管理票に係る勧告)

第四十七条 主務大臣は、小売業者、製造業者等、指定法人又は収集運搬受託者が第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項又は前条の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(再商品化等により得られた物の利用義務)

第四十八条 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等により得られた物を利用することができる事業を行う者は、再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用する義務を課せられるものとする。

2 特定家庭用機器の製造、加工又は販売の事業を行う者は、再生資源の利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る特定家庭用機器のうち特定家庭用機器廃棄物として排出されたものの再商品化等を促進するための措置を講ずる義務を課せられるものとする。

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)

第四十九条 小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第七條第一項又は第十四條第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けな

いで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬（第九条の規定による引取り若しくは第十条の規定による引渡し又は第三十三条第三号に掲げる業務に係るものに限る。）を業として行うことができる。

2 第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の運搬又は処分（再生することを含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施する者（当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあつては、第二十三条第二項第二号に規定する者である者に限る。）は、産業廃棄物処理法第七条第一項若しくは第四項又は第十四条第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくても、当該行為を業として実施することができる。

3 指定法人は、第一項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

4 第一項に規定する者は、産業廃棄物処理法第七条第九項及び第七条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第十四条の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（産業廃棄物処理法第七条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（産業廃棄物処理法第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

5 第二項に規定する者は、産業廃棄物処理法第七条第九項及び第七条の四又は第十四条第八項及び第九項並びに第十四条の三の二の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第七条第八項

に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

6 前二項に規定する者は、産業廃棄物処理法第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

（一般廃棄物処理業者等に係る産業廃棄物処理法の特例）

第五十条 産業廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。）の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、産業廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、産業廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

2 産業廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第四項の許可を受けた者が行う処分であつて特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第八項の規定は、適用しない。

3 産業廃棄物処理法第十二条第三項及び第十二条の三第一項の規定は、事業者が、その特定家庭用機器産業廃棄物を小売業者、第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等又は指定法人に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の委託（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対するものを除く。）については、適用しない。

4 一般廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、産業廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、産業廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

（帳簿）

第五十一条 製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定家庭用機器産業物の再商品化等に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器産業物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（市町村による引渡し）

第五十四条 市町村は、その収集した特定家庭用機器産業物を第十七条の規定により当該特定家庭用機器産業物を引き取るべき製造業者等又は指定法人に引き渡すことができる。

（主務大臣等）

第五十五条 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び通商産業大臣とする。ただし、第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項については、厚生大臣、通商産業大臣及び環境庁長官とする。

2 この法律における主務省令は、厚生大臣及び通商産業大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第五十六条 第五十二条及び第五十三条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

第五十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第五十八条 第十四条第二項、第十六条第二項、第二十一条第二項又は第二十八条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の許可を受けずに再商品化等業務の全部を廃止したとき。

二 第三十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第四十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第五十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第六十二条 第二十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第四章、第五章(第三十一条、第三十五条及び第三十六条を除く)、第四十三条から第四十七条まで、第四十九条から第五十四条まで、第七章及び附則第四条(厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第八条中第二十七号の三の次に一号を加える改正規定)、再商品化等の認定を行い、及びその認定を取り消しに係る部分に限る。に限る。の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(指定法人に係る経過措置)

第二条 指定法人は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、再商品化等業務の実施に必要な準備行為をすることができ。

(検討)

第三条 政府は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

る。

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)を、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第 号)及び特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第 号)に改める。

第六条中第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四を第二十七号の五とし、第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 特定家庭用機器再商品化法の定めるところにより、基本方針を定め、再商品化等の認定を行い、及びその認定を取り消し、並びに同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指定法人に対し、認可その他監督を行うこと。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十三号の次に次の一号を加える。

七十三の二 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

(環境庁設置法の一部改正)

第六条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五号の五を第五号の六とし、第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第 号)による基本方針の策定、変更及び公表に関する事務で所掌に属するものを処理すること。